

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第6回）

議事録

1. 日時

令和5年10月13日（金）13：00～14：30

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

ヒアリング対象者：

株式会社オプテージ 名部正彦（代表取締役社長）

篠原伸生（取締役執行役員）

株式会社STNet 荒木茂隆（常務取締役）

吉本浩二（経営企画室長）

在日米国商工会議所 オム・プラカシュ（会頭）

井田充彦（理事/デジタルフォーラム 委員長）

総務省：

小森総務大臣政務官、竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、西村事業政策課市場評価企画官

4. 配付資料

- 資料 6-1 これまでの会合の主な意見
- 資料 6-2 株式会社オプテージ提出資料
- 資料 6-3 株式会社STNet提出資料
- 資料 6-4 今後の検討スケジュール（案）

5. 議事概要

1 開会

2 議題

- (1) これまでの会合の主な意見
- (2) 事業者・団体へのヒアリング
  - ・株式会社オプテージ
  - ・株式会社STNet
  - ・在日米国商工会議所
- (3) その他

3 閉会

## 開 会

○山内主査 皆様、本日もお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから通信政策特別委員会第6回会合を開催いたします。

なお、本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ会議での御参加の方につきましては、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

本日は、通信政策特別委員会における議論の参考とするために、株式会社オプテージの名部社長、株式会社STNetの荒木常務取締役、さらに加えて、在日米国商工会議所のプラカシュ会頭をお招きいたしまして、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について、ヒアリングを実施したいと思います。

それでは、オンラインから御参加のヒアリング対象の方は、一度、カメラをオンにさせていただきようお願い申し上げます。

本日は、小森総務大臣政務官にお越しいただいております。渡辺副大臣は、公務の関係で御欠席と伺っております。

それでは、大変恐縮でございますが、小森政務官、冒頭に御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○小森総務大臣政務官 総務大臣政務官の小森卓郎でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、ヒアリングに御参加していただける皆様方に対しては、お忙しいところ、大変どうもありがとうございます。地域に根差した事業を展開されている電力系の通信事業者の方たちから、通信政策の在り方についてお話をいただけると伺っております。また、ACCJの方も会場にいらしていただいておりますけれども、NTT法あるいは電気通信事業法の在り方について、米国の企業の御視点からの意見を頂戴できると伺っております。総務省といたしましても、皆様方からのお話を受けて、しっかり必要な対応を進めていきたいと思っております。そして、山内主査をはじめまして、委員の皆様方、本日もお忙しい中、どうもありがとうございます。引き続き、幅広い見地からの充実した御議論をお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○山内主査 小森政務官、どうもありがとうございました。

それでは、カメラオンにされているヒアリング対象者の皆様は、ここでカメラオフに

していただければと思います。

## (1) これまでの会合の主な意見

○山内主査　それでは、最初に、これまでの会合で各委員、それから、事業者等の皆様から御発言いただいた意見等について、事務局の方でまとめていただいておりますので、これを確認していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○柳迫事業政策課調査官　それでは、資料6-1、これまでの会合の主な意見について、事務局より御説明いたします。

1 ページを御覧ください。まず、第5回会合の主な意見でございます。

大きく3つの項目について意見がございまして、1つ目が、通信事業者に対する期待でございます。意見としましては、ケーブルテレビ連盟、JCOMから、条件不利地域等におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消は公的性格を有するNTTが担うべきという御意見がございました。

2つ目が、公正競争確保の在り方でございます。こちらにつきましては、最初のポツで、ケーブルテレビ連盟から、NTT法による分離・分割規制を維持することが必要という御意見がございました。

3つ目が、外資等規制の在り方でございます。こちらにつきましては、前回の会合で、多くの先生方から御意見があったところですが、まず、外国人役員就任規制につきましては、他の事業の例も参考にしつつ、緩和していくことが考えられるという御意見がございました。

また、3ポツ目は、前回、有識者としてプレゼンしていただきました田島弁護士、西川弁護士からは、外為法の事前審査でNTT法と同様の外資等規制が実現できる保証はなく、NTT法の外資等規制には一定の合理性があり、規制を廃止することについては、慎重に議論する必要があるという御意見がございました。

5ポツ目では、渡井委員から、保護法益の重要性、対日直接投資の促進政策、経済安全保障の観点からは、引き続きNTT法と外為法による外資規制を維持することが妥当という御意見がございました。

2ページからが、これまでの会合の主な意見を整理したものでございます。4つの視点のうち、1つ目の通信サービスが「全国に届く」につきましては、「一定の方向性が

確認された事項」として、「ブロードバンドのあまねく責務」について、前回プレゼンいただきましたケーブルテレビ連盟等から、ブロードバンドの整備において、NTTがラストリゾート責務を担うことに賛成という趣旨の御意見があったところでございます。

そして、3ページの2つ目の視点である「低廉で多様」なサービスが利用できるにつきましては、ケーブルテレビ連盟、JCOM等から、「その他」の「組織再編」の2つ目ですけれど、NTT東西とドコモの統合等による独占力を通じた競争事業者の排除を懸念するという趣旨の御意見があったところでございます。

5ページを御覧ください。4つ目の視点の「経済安全保障」を確保するにつきましては、前回と前々回の会合で外資等規制について議論が行われたところでございまして、「一定の方向性が確認された事項」として、大きく3項目にまとめてございます。

1つ目が、NTT法の外資規制と外為法は、目的と手段の両方に違いがあり、両法があることに意義があるというものでございます。こちらにつきましては、これまでの御意見の中で、KDDI、ケーブルテレビ連盟からは、NTTが公社から承継した電柱・管路等の設備は、「特別な資産」であり、外資から保護する必要があるという御意見がございました。この点につきましては、渡井委員からも、情報通信インフラを守る経済安保の観点から、NTT法は重要という御意見がありました。また、投資規制の強化は経済活動を阻害し得るということで、外為法と個別法の両方が必要ではないかという御意見があったところでございます。

あと、山本委員、渡井委員からは、投資家に対して個別審査を課す外為法が、組織に対して数値に基づく定量的な規制を課す個別法を代替するのは難しいという御意見が、また、前回、有識者でプレゼンされた田島弁護士、西川弁護士からは、居住を基準に外国投資家を判断する外為法では捕捉しきれない事例についても、国籍を基準に判断するNTT法は制限できるという御意見があったところでございます。

2つ目が、仮に、NTT法における外資規制を撤廃するのであれば、それまでに代替する措置について検討していく必要があるというものでございます。こちらにつきましては、NTTからは、外為法の強化が必要ということと、産業全体で対応すべきという御意見があったところでございます。また、渡井委員からは、NTT法の外資規制を見直す場合、保護法益も考慮しつつ、他の法律も含め、どのような枠組みにするかを検討すべきという御意見があったところでございます。

3つ目が、外国人役員規制については、他の事業の例も参考にしつつ、緩和していく

ことが考えられるというものでございます。こちらにつきましては、前回、有識者でプレゼンされた田島弁護士、西川弁護士からは、外国人投資家を背景とした外国人役員の存在は、一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、ひいては会社経営の安定に資するという御意見があったところでございます。

以上が、これまでの会合の主な意見でございます。

○山内主査　ありがとうございます。以上、事務局でまとめていただいたものでありますが、これについて何か御意見等ございますか。

○岡田委員　1点、よろしいですか。

○山内主査　はい。

○岡田委員　すみません。この立て付けは、「一定の方向性が確認された事項」に続いて、「その他」ということが書いてあって、ただ、色々な議論があった中で、「その他」の中に列挙されている項目は、網羅的とは言えないのかなというふうにも思いまして、1点だけ補足していただきたいのは、私の意見を引用していただいているのですが、2ページの無線技術の活用。これはインフラサービスを考える上で考えてほしいということですが、もちろん無線技術、ここではワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）ということも触れていますけれども、これにとどまらず、いろんな可能性を追求してほしいということ。特に、ここで言及されていないのですが、NTNですね。これは非常に重要な技術だと思います。現に、ソフトバンクさんもKDDIさんももうテストケース含めて実用化段階に入っています。スターリンクと連携して、いろいろ始めておられるわけですね。こういうもので、例えば離島をつなぐということは大いにあり得ることだと思います。そういう意味で、こういう光ありきではない形で考えていく必要があるのではないかとこのことを思いますので、ここはもうちょっと補足して書いていただければと思います。

以上です。

○山内主査　分かりました。事務局、いかがですか。

○柳迫事業政策課調査官　岡田先生、ありがとうございます。この「その他」というのは、おっしゃるとおり、全てを網羅し切れていないところはございますので、御意見を踏まえて追記できるところは追記させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

○山内主査　それでは、御意見を踏まえて、これから少し修文して、内容を充実させる

ということさせていただきます。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。それでは、先ほどに戻りますけれども、今の点を修正することを前提に御確認いただいたとさせていただきます。

## (2) 事業者・団体へのヒアリング

- ・ 株式会社オプテージ
- ・ 株式会社 STNet
- ・ 在日米国商工会議所

○山内主査　それでは、ヒアリングに入りたいと思います。今日は全体的に時間が限られておりますので、ヒアリングそのもの、それから、それに対する質疑も要点を突いた御発言、御回答ということでお願いできればと思います。

それで、ヒアリングにつきましては、大変恐縮でございますが、進行管理をさせていただきます。それで、残り5分、1分の時点及び持ち時間が経過した時点で事務局より合図を出しますので、発表を終了していただくようお願い申し上げます。

それでは、最初のヒアリング対象者でありますオプテージ、名部社長から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○オプテージ（名部社長）　オプテージの名部でございます。本日は、このようなプレゼンの機会を賜り、ありがとうございます。冒頭、簡単に弊社の御紹介をさせていただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、1ページ目でございます。現在、全国に地域系の通信事業者が存在しておりまして、光ファイバ網の整備の一翼を担い、高品質かつ低廉な情報通信サービスを積極的に提供させていただいております。その中で弊社は関西地域における電力系の通信事業者として事業を行っております。

では、ページをめくっていただきまして、2ページ目となります。弊社は、関西地域におけるF T T Hサービスを軸としたコンシューマ事業に加え、全国をターゲットとしたモバイル事業及び法人や自治体様をお客様としましたソリューション事業を展開してございます。本日は、地域における情報通信インフラの整備・維持を担う事業者として、

本委員会における議論に資するよう、次のページ以降で弊社の考えを述べさせていただきます。

では、ページをめくっていただきまして、3ページ目でございます。2030年代に向けた情報通信インフラの役割は大きく2つあると考えてございます。まずはこれまでと同様、「あらゆる社会経済活動を支える基盤」であること。また、DXの需要の高まり、AIやメタバースの利活用の拡大に伴い、新たな付加価値を創出する「経済成長の牽引役」であることが求められていると考えております。特に基盤としての情報通信インフラについては、全国あまねく整備・維持していくとともに、低廉な料金、高い信頼性を追求していくことが必要になると考えております。当社がその一翼を担っております基盤側について、その在り方を次ページ以降で御説明いたします。

では、ページをめくっていただきまして、4ページ目となります。繰り返しとなりますけれども、基盤としての通信インフラに求められるのは、あまねく整備・維持、低廉な料金、高い信頼性の3点であると考えております。

まず、あまねく整備・維持を実現するには、様々な事業者が競争することで積極的なエリア展開を促すことが基本になると考えております。その上で、不採算地域など競争が働きにくいエリアについては、補完的な手段として、ユニバーサルサービス制度を活用しながら、全国の情報通信インフラが整備されていくものと理解してございます。

次に、低廉な料金を実現するためには、同じく、これも事業者間の不断の競争により継続的にコスト削減等が促されていくことが必要であり、その結果、価格の適正性が維持されていくものと考えてございます。さらに、そのような設備競争を経て、各事業者が設備の冗長化、高度化を図っていくとともに、複数の事業者のインフラが存在することで、相互補完的に機能することが可能となり、自然災害、大規模障害時の社会影響を最小限に抑えることができるなど、高い信頼性の実現につながるものと考えております。

以上を踏まえますと、これらの要件を実現するための土台になっているのは、複数の事業者による設備競争であると考えております。

以下、もう少し事例を挙げながら説明させていただきます。

では、ページをめくっていただきまして、5ページ目でございます。エリア展開と料金低廉化については、弊社はこれまでも設備競争を通じて、FTTH参入当初から、迅速なエリア展開や大幅な料金値下げなどによる料金の低廉化を牽引してまいりました。至近でも、関西エリアで初めて超高速となる10ギガのFTTHサービスを他社に先駆け



て開始し、積極的な設備投資の結果、現在、関西最大となる提供エリアを実現しております。

では、ページをめくっていただきまして、6ページでございます。信頼性の向上に向けては、設備競争により複数の事業者がインフラを整備することで、ダイバーシティの確保につながるものと考えております。左下、これは2018年の台風21号での事例ですけれども、やはり複数の事業者による物理インフラが存在することで、自然災害時などの対災害性が向上すると考えてございます。また、今後は、インフラのソフトウェア化の進展に伴い、柔軟かつ効率的なインフラ構築が可能となる一方で、一部の障害がサービス全体の停止に波及する可能性も高まるものと考えております。このため、右下の例のように、携帯事業者間における非常時ローミングなどと同様、1事業者による設備の冗長化ではカバーできないケースも想定して、複数の事業者が相互に補完できるダイバーシティの確保を推進することが今後ますます重要になってくるものと考えております。

ページをめくっていただきまして、7ページ目でございます。これまで御説明差し上げたとおり、情報通信インフラがあらゆる社会経済活動を支える基盤としてその役割を果たし続けていくためには、引き続き設備競争が必要不可欠になるものと考えております。特に、今般のNTT法、電気通信事業法の見直しに向けた議論においては、設備競争を含めた国内の電気通信市場における公正競争の確保が重要になるものと考えてございます。

以上を踏まえますと、本委員会にて事業者より意見等がなされたNTT東西殿のアクセス網の分離及びNTT東西殿の業務範囲の見直しについては、公正競争を阻害するおそれがあることに留意が必要だと考えております。それぞれ次のページ以降で御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、8ページでございます。本委員会の第2回会合において複数の事業者の方から、NTT法の撤廃や完全民営化について反対の声が上がるとともに、完全民営化するならば、NTT東西殿のボトルネック設備を資本分離し、インフラ会社を設立することが必要といった主張がなされたものと認識しております。しかしながら、そのような市場環境となった場合、事業規模が大きく、また、電電公社時代に整備された設備を承継するインフラ会社の競争力は非常に高いものとなり、全国に約300社、回線シェア3割を占める地域の電力系事業者やケーブルテレビ会社が事業撤退に追い込まれることも想定され、我が国の情報通信インフラの一極化が進展し、設備

競争の減退につながる可能性は否定できないと考えております。その場合、中長期的には料金の高止まりやインフラの脆弱化につながり、国民へ不利益を及ぼすおそれがあることから、将来にわたっても事業者による設備競争が継続されるべきであると考えてございます。

次に、NTT東西殿の業務範囲の見直しについて次のページで御説明いたします。では、ページをめくっていただきまして、9ページ目でございます。NTT東西殿は、これまでの電話業務などを経て、巨大な顧客基盤を保有されていることから、仮に業務範囲の見直しにより、その巨大な顧客基盤を活用して、東西殿が自身でISPや移動系あるいは非通信系のサービスを行うことができるようになった場合、また、NTTドコモ殿やNTTデータ殿など、NTTグループの商材を活用した一体営業が可能となった場合、公正な競争を阻害するおそれがあると考えております。

特に、法人分野においては、NTTデータ殿が保有するシステムは、ロックイン効果が高いため、一度、東西殿の回線とシステムがバンドルされてお客様に採用されると、長期にわたって契約先の変更が難しくなるといった側面もあるのではないかと想定してございます。また、NTTグループが統合された場合も同様の懸念につながると考えられますので、NTT東西殿の業務範囲及びNTT東西殿とNTTデータ殿の合併など、NTTグループの統合につきましては、引き続き法整備等により規制がなされるべきだと考えてございます。

ページをめくっていただきまして、最後に弊社の考えをまとめております。繰り返しとなりますけれども、「あらゆる社会経済活動を支える基盤」として、情報通信インフラが役割を果たしていくためには今後も設備競争は必要不可欠であると考えております。その上で、今般のNTT法等の見直しの御議論においては、設備競争を阻害するおそれのある措置を講じることは回避すべき、また、NTT東西殿の業務範囲及びグループの統合は、引き続き法制度により規制すべきという2点について改めて要望させていただきます。

なお、NTT東西殿の統合についても、設備や組織などの事業規模の拡大等により、競争環境へ影響を及ぼす可能性や、独占回帰につながるおそれもあることから、市場競争に与える影響等を踏まえ、慎重な議論を要望させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、次に、STNet、荒木常務取締役より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○STNet（荒木常務取締役） よろしくお願ひいたします。STNetの荒木でございます。

本日は、このような発言の機会を与えていただきまして、御礼を申し上げます。先ほどオプテージの名部社長から御発言のありました内容とかぶることが多くございますけれども、少し切り口を変えて御説明を申し上げたいと思っております。

まず最初のページ、会社の概要を少し御紹介させていただきますと、弊社は59年、通信自由化の直前に設立されて、ほぼ40年近くたってきております。事業の内容は、通信事業及びデータセンター、システム開発が主となっておりますけれども、左側の個人向け、法人向けの通信について次のページ以降で御説明させていただきます。

まずFTTHにつきましては、ブランド名がピカラ光ということで事業を進めております。四国内に95市町村ございますけれども、そのうちの62市町村で、自社の光ファイバ網、協業ケーブルテレビの光ファイバ網、地元自治体の光ファイバ網を使いまして提供しております。対象世帯は125万世帯、契約数は約36万世帯となっております。下の黒丸のところ、地元ケーブルテレビとの協業ということで、37局と光ファイバを共同利用しております。所有側が相手側に貸し出す形態です。さらに、10市町村から光ファイバ等を賃借、いわゆる公設民営という名前でやっておりますけれども、こういう形で事業を展開しております。

次のページが、先ほど申し上げた3つのモデルを色分けにしたモデルでございますけれども、人口が比較的稠密な高松市、高知市を中心として、直営モデルで、黄色のところでございますけれども、ケーブルテレビさんから光ファイバなどお借りする賃借モデルで16万契約ほど、オレンジのところは公設民営モデルで提供しております。白地のところは、弊社は提供いたしておりません。

次のページでございますけれども、一方、替わって法人向けでございます。主には四国内本社の会社さんに対して、イーサネット網の提供している部分ですけれども、それ以外に、KDDIなど長距離系あるいは携帯事業者に対しまして、四国内でアクセス回線を提供いたしております。

次に、弊社の意見に参らせていただきます。設備競争の重要性につきましては、先ほど名部社長から御説明があったのとかぶりますので少し切り口を変えております。弊社は、超高速ブロードバンドや法人向け広域イーサネットなどの提供におきまして、NT

T西日本などとの間で顧客獲得競争を続けておりました、その中で、地元ケーブルテレビなどという業界を超えた設備提携など工夫を凝らしながら、他社に先駆けて四国で10ギガの提供を始めました。これで少しでも四国地域での普及に微力ながら貢献してきたと自負いたしております。

次のページ、繰り返しになりますけども、設備競争ということで、弊社は、地元のケーブルテレビなどとの協業によりまして、NTT西日本の光ファイバ網にほとんど依存せずサービスを提供をいたしております。さらには、四国内で大手通信事業者に対して光ファイバまたは役務を提供しております。そういう意味で、大手の通信事業者さんは、経済合理性に応じて、NTT西日本、または当社の設備をある意味で選択しているということになろうかと思っております。

次のページに参りまして、設備競争の重要性につきましては、これも繰り返しになりますけども、仮に設備競争しない場合ですが、設備効率化インセンティブが失われることで、利用者にとっていろいろとデメリットが生じることを懸念いたします。そのため、健全な設備競争の維持を念頭に設備設計を進めていただくことを強く希望いたします。

次に、ユニバーサルサービスの在り方について少し触れさせていただきます。現在の制度につきましては、メタル回線を前提にした電話が対象ということで設計されておりますけども、将来に向けましては以下のように状況が次第に変化してまいりますので、多様な視点から在り方を考えることを希望いたします。

1つは、普及規模について、モバイルが圧倒的に普及が進んでいること。2つ目は、将来的に、モバイルを前提にしたようなITサービスが普及してくるだろうと思われること。3つ目は、コストミニマム、国民経済的なコスト負担の最小化に加えて、広くあまねくという、2つ、一種矛盾するようなことを両立させていくことはどう考えるべきかといったようなことがあると考えます。

次のページに進んでいただきまして、これはイメージ図をお示ししておりますけども、FTTHのカバー率に比べて、モバイルのカバー率はかなり高くございますし、さらに、衛星通信についてはそれよりも更に広いという認識でおります。

次のページに参りまして、このような状況を踏まえまして、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化を考える上では、投資コストがかさむFTTHに過度に依存せず、FTTH、モバイル、衛星通信を組み合わせた形で全域をカバーしていく手法もあるかと考えます。今回の検討に当たりましては、恐らく10年から20年先の在り方を

考える一つの重要なタイミングではないかと弊社では考えておりました、先ほどの考え方は、その中長期的な基本的なフレームという意味で提示させていただきました。もちろんこの際に、「拡大」と書いておりますけども、コスト対効果に見合う範囲でF T T Hもモバイルもエリア拡大していく努力は弊社としても欠かせないと考えております。

最後、まとめでございます。光ファイバ設備の74%を保有するN T T東西が統合されることになると、強大な市場支配力や設備調達力によって、「設備競争」は事実上抑制され、競争事業者の淘汰、ひいてはサービス競争にも悪影響を及ぼしかねませんので、N T T東西両者の統合には反対いたしたいと思っております。同様な理由で、N T T東西の固定・アクセス部門を分離国有化するという趣旨の意見に対しても反対いたします。

ブロードバンドのユニバーサルサービス化を考える上では、F T T H、モバイル、衛星通信を組み合わせた形でのユニバーサルサービスを将来的に考えていくということが望ましいと考えております。

御清聴ありがとうございました。御説明は以上でございます。

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、在日米国商工会議所、プラカシュ会頭より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○在日米国商工会議所（プラカシュ会頭） 今日はお時間いただき、本当にありがとうございます。

まず、在日米国商工会議所、A C C Jに、重要な政策提案について私どもの見解を発表する機会をお与えいただいた総務省に感謝したいと思います。本日は、私どもに示された2つの重要な政策の変更に関心を当ててコメントしたいと思います。1つ目は、N T T法の廃止案、2つ目は、電気通信事業法を改正する案です。

A C C Jといたしまして、N T T法の要件と電気通信事業法の要件の間に多くの重複がある可能性があることを理解しております。しかしながら、A C C JとしてN T T法の廃止または改正によって起こり得る全ての影響について判断する立場にはありません。その上で、A C C Jの見解を詳しく御説明する前に、A C C Jのコアアドボカシー原則（提言に関する基本原則）について少しお話をさせていただきます。

私たちは、商工会議所として政府の政策提案を評価するための基礎となる7つのコアアドボカシー原則を定めています。そして、今回の議論の中心となる原則の一つとして、その文脈で最も大事となるのは、国内企業と外国企業の平等な競争条件を確保する政策

環境の確立に関するものです。提案された政策の影響を評価する際、これは日本のビジネス環境への影響を評価するために重要な、言わばレンズの一つであります。この点を強調した上で、NTT法の廃止または大幅な改正をする案について幾つかの意見を述べさせていただきます。

NTT法の見直しと、それに伴う研究開発の開示に関するNTTの責務の緩和は、NTTの知的財産のより適切な保護につながるため、グローバル企業がNTTと新たな提携を結んだり、日本への自らの市場参入を再検討する上で前向きな結果となる可能性があります。このように、プラスの面がある可能性があります。その上で私たちは政府がNTT法の廃止による全ての影響を明らかにすることが重要であると考えています。具体的には、私たちが継続的に関心を持ち、更なる説明をしていただきたいと考える幾つかの分野についてお話をさせていただければと思います。

まず1つ目に、提案された政策の変更が研究開発の投資に与える影響についてです。株主に対する責任が改めて重視されるようになる結果、提案されている変更は、NTTドコモなどの企業が現在進行中の研究開発プログラムを財政的に支援する方法をどのように選択するかに影響を与える可能性があります。このような変化は広範囲に影響を与える可能性があります。それがどのようなものになるか、まだ明らかになってはいません。

2番目に、政府保有株式の売却を可能にするNTT法の改正による影響についてです。私たちは、米国企業に対する潜在的な直接的及び間接的影響をよりよく理解するために、政府保有のNTT株式の売却案に関する全体的な政策の方向性について、より詳細な説明を求めています。

3番目に、外国からの投資の制限についてです。政府保有株式の義務を撤廃すれば、外国投資規制が事実上撤廃される可能性があります。私たちは、外国投資に対する制限を含め、NTTの所有権を管理するためにどのような制限が導入される可能性があるのかを理解したいと考えています。

4つ目は、NTTのユニバーサルサービスの提供に対する、この変更案の影響についてです。NTT法の目的の一つは、ユニバーサルサービスの提供の確保にあると承知しています。電気通信事業法には代替規定が設けられていますが、その前提となるのは、NTTが適切なサービス提供者であるということです。電気通信を管理する法的な手段が何であれ、ACCJが発表した文書「2030日本デジタル改革」に示されている

ように、ACCJの見解では、日本がデジタル経済の可能性を十分に発揮するにはユニバーサルサービスを確保することが非常に重要であります。さらに、ラストリゾートの責務を無線や衛星システムなどの新しい技術や将来の技術の導入に備えながら、光ファイバのインフラを維持するために適用させることを検討する必要があります。

5点目は、電気通信業界における公正な市場競争への影響です。冒頭で述べたように、ACCJにとって国内外企業の平等な競争条件を確保することは特に重要です。政府は、NTT法が廃止された場合、電気通信市場における公正な競争の継続をどのように確保していくのか明らかにしていただきたいと思います。これには第1種及び第2種指定設備の枠を超えた市場支配力の濫用の防止や、レイヤーを超えた市場支配力の濫用の防止など、指定電気通信システムの再評価を含む規制の更なる見直しが必要になる可能性があります。

もう一つの例といたしまして、NTT東西の業務範囲は、地域及び都道府県内の通信について都道府県単位で定義されています。これが解消されれば、NTT東日本とNTT西日本は、業務範囲の制限を受けなくなる可能性があります。さらに、例えばNTT東西とNTTデータの合併は規制されなくなるわけであり、1998年のNTTの再編と、それに関連する競争保護措置の導入は現在機能しており、この変化する市場環境においても維持されています。したがって、事業範囲に対する現在の制限を取り除く可能性のある変更を行う前に、これらの可能性について慎重に検討する必要があります。全ての政策変更により旧国営企業と民間企業の間で平等な競争条件が確保されることが重要であります。

次に、電気通信事業法の改正案については、情報通信産業における仮想化技術の進展やクラウドの活用などの業界環境の変化に応じて、今後の電気通信政策を検討するという総務省の取組を歓迎いたします。同時に規制方法の抜本的な変更は、既にこの分野に従事している方々に非常に大きな影響を与えるでしょう。今日御参加の企業の方々からお話があったとおりでございます。したがって、変更の際にはそれぞれに異なる特性を持つ様々なサービスがあり、必ずしも統一的な規制の中に収まらない可能性があるということをご考慮する必要があります。これらの非伝統的なサービスに対する規制要件は、明確に明示された有効な政府目標を達成するために必要以上に制限すべきではありません。他の国で何が行われているかを検討する価値はあるかもしれません。例えば欧州電子通信コード、EECCは2つの目標を達成するためのモデルとして機能し得る

ものです。E E C Cのフレームワークは、登録要件や規制要件を課す際に様々な種類のサービスを異なる方法で扱うため、イノベーションを実現しながら、通信サービスを監視するのに効果的であることが証明されています。

最終的には、新たな規制が、意図しないマイナスの結果につながることを防ぐために、提案された変更は、実施前にサービスプロバイダと緊密にコミュニケーションを取りながら詳細にレビューされる必要があります。A C C Jは、新たな規制の枠組みについて、より具体的な提案がなされた際には更なる議論に積極的に貢献したいと考えています。

御清聴ありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、この3団体についてのプレゼンは以上ということになります。これから意見交換に移りたいと思います。ただいまの3者からの説明について、御意見、御質問のある方は挙手をいただくか、あるいは、リモートの方は画面右下のチャット機能で全員を選択していただいて、発言ありというメッセージをお送りいただければ、こちらの方で御指名するということにしたいと思います。

それでは、渡井委員、どうぞ。

○渡井専門委員 すみません。最初に失礼いたします。御説明ありがとうございました。オプテージ様とSTNet様からお話のあった設備競争について、追加でお教えをいただきたく思います。

STNet様の資料ですと9ページ、そして13ページになると思いますが、9ページの方ではサービス競争という関係を図式していただいております。サービス競争は市場に直結していますので、競争の環境を整えるための規制は正当化しやすいと考えられますが、設備競争は、一般論としましては、投資へのインセンティブをいかに確保するかという問題のように思います。誠に僭越ながら、設備競争を理由に規制を維持する、設けるということについては、サービス競争の場合よりも詳細な理由付けを要するのではないかと考えております。

そこで、設備競争が市場の競争に強く関わる問題であるという詳細につきまして、もう少しお伺いできればと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内主査 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

○オプテージ（名部社長） オプテージの名部でございます。御質問ありがとうございます。御質問のところ、全て捉えられているかどうか分かりませんが、例えば私



どものFTTHにおける競争で申し上げますと、サービス競争の中に我々のような設備を自己設置している事業者も参画して競争しているという認識でございます。

具体的には、NTT様の回線を接続あるいは卸で利用されている様々な光サービスをやっている事業者と、私ども、あるいはケーブルテレビ事業の方々、こういったメンバーは、プレーヤーとして自ら設備を作りつつ、実際にエンドユーザーにどちらを選んでいただけるか、そういう具体的な、例えばコストでありますとかサービスの品質、エリア、そういった形で、エンドユーザーの前でそのまま競争差し上げているという認識でございます。

○山内主査　それでは、STNetからお願いいたします。

○STNet（荒木常務取締役）　お答えさせていただきます。今の名部社長の発言とほとんどかぶります。同じことですが、例を挙げてお話しさせていただくと、弊社が10ギガのインターネット接続のサービスを他社に先駆けて出したというのは、他社の設備に依存することなく、自社が投資というか、設備を構成する裁量を持っているといえますか、であるがゆえに先んじて出すことができると。代表的なものは、速度の問題でありますけれども、それ以外に、例えばインターネット系のサービスを提供する、組み合わせ提供する上においても、技術的な制約を自社でコントロールできるということによって、サービスの競争力を担保すると申しましょうか、というような関係にございますので、サービス競争の重要な一部をなすというような理解しております。

お答えになっていますでしょうか。

○渡井専門委員　ありがとうございました。理解が深まりました。オプテージ様、STNet様、どうもありがとうございました。

○山内主査　それでは、岡田委員、林委員の順でよろしいですか。岡田委員、どうぞ。

○岡田委員　ありがとうございます。まずSTNetさんの御報告ですけれども、ユニバーサルサービスの在り方について大変的確な御報告をいただいたという印象を受けております。といいますのは、今までのほかの事業者さんではほとんど言及されていなかったんですけれども、ユニバーサルサービスの在り方として、モバイルや衛星通信を組み合わせた形でカバーしていくことを考えるべきであるという御指摘をされているというのは大変重要な御指摘であるなと思った次第です。

質問したいことは、御社として、今後、10年、20年のタイムスパンで考えていくべきだということをおっしゃったわけですが、ただ、私の実感としては、技術の進展は

もっと速いのではないか。さっきKDDIさんの例を出しましたけれども、スターリンクの商用化は2027年を目標にされている。また、ソフトバンクさんもHAPSに相当熱心に取り組んでおられているわけです。NTNの進展は今、非常に速いスピードで進んでいて、2030年までにブロードバンドの普及率を99.9%にするという目標があるわけですが、そのために必要な16万世帯をいかにカバーするかという話をする上で、それは全部、光でカバーするのだということはやはりどうかということをお先ほど申し上げたわけですが、御社の場合、このユニバーサルサービスとして、今、事業を展開されているエリアの中でそのようなアクセスの困難な世帯へのサービス提供ということを視野に含めて、今お考えになっておられるのかどうかということをお教えいただきたい。

それからオプテージさんは、ユニバーサルサービスについてどのようにお考えなのかということについて少し、同じような質問させていただければと思います。やはり光をメインに考えていくべきだとお考えなのか、そのような御報告はずっとこれまで事業者はあったわけですが、そういうことに御同意されるのかどうか。その点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○山内主査　それでは、まずSTNetからお願いいたします。

○STNet（荒木常務取締役）　十分なお答えになるかどうか自信がありませんけれども、先生が御指摘いただいたように、私は、10年か20年の視点でと申し上げたのですが、技術進歩は、先生の御指摘のとおり、かなり速く動くと思っております。一方で、現行の法体系が大きく決まったのが、今から言うと30数年前ということを見ると、今回、大きな転換をするのであれば恐らく2、30年は引っ張る、10年か20年は引っ張るのではないかという意味で申し上げたままで、10年、20年かけてこの形に行き着こうという意図ではございませんので、先に少し弁解させていただきます。

次に、光のエリアの展開についてでございます。資料の中にも触れましたけれども、四国というのは、人口がもう400万をはるかに切りまして、なおかつ、高齢化が全国に先駆けて進んでいるという状況の下にございまして、光ファイバを、自分でも打ちますし、総務省様の補助金を活用した自治体さんが、山間過疎地を中心に、この10年、15年、急速に整備が進んできたという状況にございます。

自治体さんにつきましては、当然のことながら、エリア全体をカバーするということが普及を御検討はされるのですが、やはり山間過疎地で、例えば数世帯しかないよ

うな集落という、限界集落をもう既に超えつつあるような集落も急速に増えてきておりまして、そのバランスをどう取るかということに苦慮されておられるように、どの自治体さんでも同じような状況であると伺っております。

その条件の下で、弊社としても最大限の御協力をして整備を進めてまいったのですが、ここからさらに整備を進めるときに、その限界の部分に関してどの程度整備ができるものだろうかというのは、甚だ心もとない状況にあると。努力はするのですが、なかなかはっきりしたことを申し上げられる状況にはないと御理解いただけると幸いです。

すみません。これでよろしいでしょうか。

○山内主査 よろしいですか。

○岡田委員 はい。ありがとうございます。

○山内主査 それでは、オプテージ様、お願いいたします。

○オプテージ（名部社長） オプテージ、名部でございます。御質問ありがとうございます。ユニバーサルサービス制度をどう考えるかということで、FTTH、ケーブルテレビ、それから、ワイヤレス固定ブロードバンドの帯域確保型に基本はなっておりますけれども、私ども、過去のパブコメ等で、今日は時間の関係上、資料を割愛しましたけれども、ワイヤレス固定ブロードバンド共用型や携帯電話等も活用すべきというのが私どもの意見でございます。これは先ほどのSTNet様の御発言とほぼ同じようなところがありますけれども、まず一つは、非常に技術の進展が激しくて、速くて、高速化というのが急速に進みつつある。それからもう1点は、今回、FTTHが展開できないエリアというのは必然的に対象者数が少ないことが想定されます。そうしますと、共用型等においても、お一人のユーザーが占有される帯域ということになると、これはケース・バイ・ケースですけれども、固定のブロードバンドと変わらないような利用形態みたいなものが今でもできる、あるいはさらに、技術的にどんどんこれが進歩していくと思っております、これはやはりユニバーサルサービスは進めるべき制度ではございますけれども、国民の負担を最小化する意味でも、ワイヤレス固定ブロードバンド共用型、ほかの無線のアクセスについても、活用すべきだと考えているところでございます。

以上でございます。

○山内主査 よろしゅうございますか。

○岡田委員 ありがとうございます。16万世帯にどうやって普及させるかというのを考

えたときに、例えば幾らぐらいかかればいいのかというのを単純計算すると、今、ユニバーサルサービス基金で何十億か負担がかかっているわけですけど、その見合いで考えていくと、例えば1世帯2万円だとすると16万世帯で32億円ですよ。2万円ぐらいのコストでそういうところに例えば何かアクセス網を提供するような技術革新というのは、近い将来、実現できないのかということです。十分できると思います。そういうような技術的な可能性を考えていくことが非常に大事ではないかなと。光ファイバで全部、海底ケーブルも含めて全部引くのだとすると途方もないお金がかかります。そういうコストという見合いで、ベネフィットを見合いで考えていくことは絶対必要なことだと思っております。そういう意味では、2者の方の御意見、大変適切な御意見だったと思いました。ありがとうございました。

○山内主査 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、林委員、どうぞ。

○林専門委員 事業者様にうかがう前に、まず事務局にお伺いしたいのですが、さきほどヒアリングで両会社さんからNTT東西の統合に反対という意見がありましたが、そもそも東西の統合（つまり合併）は現行のNTT法上認められるのかについて、総務省の有権解釈をお聞きしておきたいと存じます。

私見では、否定に解しておりまして、NTT法の改正なしには東西の統合はできないと思っています。その理由としては、NTT東西も株式会社ですので、合併の決議をなすこと自体は、会社法上はできますが、私法上はそのような決議は有効であるとしても、NTT東西の存在を規定しているNTT法が改正されない限り、総務大臣がNTT法11条に基づいてそのような決議を認可することは法律上できないと考えています。頭の体操として、もしNTT東西が合併決議を行った場合に総務大臣が認可できる条件というのは、当該合併がNTT法の目的を害さない場合に限られるということによろしかったでしょうか。つまり、NTT法がNTT東西の存在を規定し、それを前提としている状態にあっては、同法を執行する責任を有する総務大臣が当該状態を変更する合併決議を認可することはできないので、仮に総務大臣としてNTT東西を分けて存在させる必要がないという判断に立つ場合には、NTT法の改正を提案すべき立場に立つものと考えられますが、このような法解釈でよいか、事務方の見解を伺いたいと存じます。

次に事業者の皆さん方にコメントと質問です。まずコメントとして、NTT東西の統合再編についても反対ということですが、そもそもこの東西の統合については、

公正取引委員会の企業結合審査の対象外です。つまり、従来から結合関係にあったものが合併して単に組織変更したにすぎないとされます。かつ電気通信事業法というのは基本、行為規制ですので、NTT法上の構造規制を入れておかないと再編の歯止めがないような状態に陥って、かつ再編後の競争に影響を及ぼすという可能性がありますので、構造規制としてのNTT法の重要性というのは、ともすれば忘れがちのように思うのですけれども、ここで強調しておきたいと思います。

その上でオプテージさんに質問ですが、オプテージさんは東西の統合に反対という御意見ですが、設備競争が停滞するおそれがあることをその理由に挙げておられると思います。通信の競争において設備競争が大事だというのは、私も全く異論はないのですが、東西の経営統合とそれがどう関係するのかは、資料を見てもよく分かりませんでした。NTT東西のアクセス網の分離が、設備競争に影響するといのであれば、他の公益事業、たとえば鉄道等を見てもある程度了解可能なのですが、それと異なって、統合した場合において、それがもたらす設備競争へのマイナスの影響について追加で説明していただければ幸いです。

○山内主査　それでは、事務局からお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官　林先生、御質問ありがとうございます。現行のNTT法で、NTT東西の統合が認められるかという点につきましては、林先生のお考えと同じでございます。特殊会社であるNTT東西につきましては、NTT法の第1条でそれぞれが株式会社と規定されてございまして、第2条で業務範囲について定められているところでございますので、NTT法を改正しない限り、この組織統合はできないと考えます。

また、NTT東西につきましては、林先生から御意見のありましたとおり、私法上、組織統合することは排除されないと考えたとしても、NTT東西の業務の遂行の担保措置として、NTT法第11条で合併の決議の総務大臣認可もございまして、第16条で総務大臣の監督命令が定められていますので、NTT法の改正なしにNTT東西を統合することはできないと考えます。

以上でございます。

○山内主査　よろしゅうございますか。それでは、オプテージから御回答お願いいたします。

○オプテージ（名部社長）　オプテージの名部でございます。御質問ありがとうございます。今、林先生から御指摘いただいて、私どもの資料の作り方が少しまずかったかな

と考えていまして、前半で設備競争の重要性を非常に強く申し上げたいあまり、これを言った後に、2つの問題というより、そのまま続けたので、直接的に設備競争についてお話を差し上げたかったのは、アクセス網の分離をしたときの影響についてでございます。

一方で、NTT東西の地域分割を維持すべきだということについては、電電公社時代から資産を保有されていて、その後も非常に大きな顧客基盤を持たれており、現状でも、東西殿と競争事業者の間には競争力に大きな差がある。この状況で、今、東西の合併がなされた場合には、規模の経済がより働いて、現状よりもNTT東西の競争力が高まって、場合によっては、私ども設備事業者だけではなくて、サービス事業者も含めて非常に大きな影響を受けると、こう申し上げたものでございます。つながっていないという意味では、御指摘のとおりということでございます。

○林専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○山内主査 よろしゅうございますか。今の御発言はいかがですか。よろしいですか。

それでは、リモートの御参加で、藤井委員が御発言を御希望ということで、藤井委員、どうぞ御発言ください。

○藤井専門委員 藤井でございます。どうぞよろしく申し上げます。先ほど岡田委員からも御質問ありましたが、ユニバーサルサービスの在り方について御質問させていただきたいのですが、STNetさん、NTN、モバイルも活用というお話をされていたかと思えます。こういうような形になると、モバイルエリアが広がってくると、FTTH以外のエリアは全てモバイルでカバーということも、モバイルもしくはNTNでカバーすることが可能になると思われますが、現状のユニバーサルサービス、FTTHへの交付金支援という制度がブロードバンドのユニバーサルサービスではあるかと思えますが、この辺りも将来的には交付金という考えはなくしていった方がよいのではないかという御意見という形でよろしいでしょうか。

あと、この関係で、もしオプテージさんも御意見ありましたらお伺いできればと思います。

モバイルやNTNの活用については、私も技術革新に合わせて積極的に活用していくということが重要かなと思っておりますが、NTNの現状、海外の会社しかサービスできていない状態で、どういう段階からNTNを活用できるようになるのかというのも、事業者の方にこれをお聞きするのがいいのかどうか分からないのですが、もし何か御意見

ありましたらお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、STNetからお答えをお願いいたします。

○STNet（荒木常務取締役） お答えさせていただきます。交付金の在り方については、事業者側から何か申し上げる筋合いではないかもしれませんが、やはり、現状こういう制度がございますので、これについては、適切な運用を総務省の方でなさると思っております。将来的に対象が変われば、それに応じて交付金制度の在り方も影響を受けるのではないかなと考えます。

○山内主査 技術的な問題も含めて伺っていると思いましたが、その辺はいかがですか。藤井先生、よろしいですか。

○藤井専門委員 はい。交付金については、まだ状況としては分からないというところだと思いますので大丈夫です。あともう一つは、NTNが、海外の会社が今、サービスを提供しているという状況かと思いますが、これは海外の会社でも構わないというような解釈なのか、それとも、国内でこれが国内事業者でできるようになったらこういうのがいいというふうにお考えというのがもしあれば、お考えをお聞かせいただければと思うのですが。

○STNet（荒木常務取締役） STNetからお答えさせていただきます。正直なところ、そこまで深く思い至っていないという状況でございますけども、これは問題点の整理、弊社の資料には入っておりませんが、安全保障の観点も含めた考慮が必要なのではないかなと、あくまでも個人的な意見としてはそう考えております。ただ、これに関して深く知見を持っているわけではございませんので、こういうお答えにさせていただきたいと思えます。

○山内主査 それでは、オプテージから何か御回答があればお願いいたします。

○オプテージ（名部社長） オプテージの名部でございます。御質問ありがとうございます。

一番初めのユニバーサルサービス制度において、ブロードバンド無線の活用について、それをもっと活用して、例えば光の部分でも一部そういうもので推し進めて、コストを非常に落としていくという考えはあるのかということをお聞きいただいたと理解しております。

私どもの考えは、基本的な考えはそうではございません。まず各設備競争をしっかり

やって、サービス競争をしっかりとやって、各事業者ができるだけエリアを広げる。その上で足りない部分、どうしても不採算の部分については、光なり、ケーブルテレビなり、現状で高速性が担保されているものを、これもできるだけやっていくのかなと思っております。

ただ、今日も御議論ありましたように、それでも最後残った部分については、例えば無線ブロードバンドであれば、いわゆる基地局を少し作る、回線を作るという対応でよいところが、例えば光で行こうと思いますと、中継系の光ファイバを用意し、局舎を用意し、アクセス系の機器を用意し、そして、その後、アクセス系の光を張っていくということで、コスト的にどうしてもできないところ、しかも、先ほど私も申し上げましたように、例えばユーザーが少なければ、十分、光ファイバと同じような、あるいはケーブルテレビと同じような速度といたしますか、共用の状況によってはそういう場合もあるのではないかと考えております。ある程度限定的にはありますけれども、最後の残された部分をオール光にするために、ものすごく過大な投資をするかどうかというのは御議論が必要なのではないかと。オプテージとしては以上のような考え方でございます。

○山内主査 藤井委員、よろしいですか。

○藤井専門委員 分かりました。ありがとうございます。モバイルについては、今の段階では、共用型で速度が担保できないというところがあるかと思しますので、この辺りをどうしていくかというところは、どれくらいの基準でオーケーとするかというのは今後議論しなきゃいけない課題かなと思いました。

また、安定的に接続するような技術開発も、これはユニバーサルサービスではないかと思いますが、条件不利地域で安定してモバイルを接続できるような技術開発というのも今後進めていかなきゃいけないのではないかなと思った次第でございます。ありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございます。関口委員、どうぞ御発言ください。

○関口専門委員 関口でございます。大きく2点、質問させていただきたいと思ます。

1点は、民設移行に関しての点と、それから、もう1点は、NTTグループの一体営業についての点でございます。

まず、初めの点についてですが、STNetさんの4ページ目のところで、設備の譲受けを受けているという情報を頂戴いたしました。ここについて機能設備をどのように扱われているのかについて、張り直しをされたりしているのかについて情報を頂戴できれば



と思います。

実は、本日は、オプテージさんの資料には、これに関する情報は入っていないのですが、令和元年8月7日に行われた情報通信審議会、包括的検証に関する特別委員会、その下にもう1個あって、基盤整備等の在り方検討ワーキンググループというのがあったんですけども、その第2回のプレゼンをお願いした中で、5ページ目のところに、民設民営方式で、その当時、令和元年のデータで言うと、29自治体に提供されて、そのうち6市町については、公営ケーブルからの民設移行を果たしていらっしゃるという情報を頂戴しています。当時、世帯カバー率95%というデータをお示しいただいているのがもう既に99%になっていますので、恐らくまた増えていると思うのですが、ここについても民設移行に伴って既存設備の扱いについてどのようなケース、ケース・バイ・ケースということかもしれませんが、どのような場合に設備を捨てたり、あるいはそれを再利用になるのかについて、両事業者から教えていただければと思います。

それから、もう1点ですけども、オプテージさんの9枚目のところにありまして、NTTグループの商材活用が、一体営業がリスクになるということをお示しなのですが、御存じのように、NTT東西さんは、個人ユーザーに対しての営業は諦めていらっしゃるって、法人営業だけが残っている状況で、光卸で、ドコモをはじめとした、どの会社にも同じ条件で光卸サービスを提供されているということで、コンタクト手段としては、法人営業部隊以外は今いなくなっている状況の中で、このような一体営業を東西が再開すると言ったらいいのでしょうか。ここについての可能性は、法人限定とすれば、この議論は成り立つにしても、むしろ、ドコモがデータさんの商材を使って何か営業かけるという可能性の方が高いような気がするのですが、それでもなおかつ、このような公正競争阻害のリスクがあると御主張されることについて、もう少し説明を頂戴できれば幸いです。よろしく願いいたします。

○山内主査　それでは、STNetさんからお願いいたします。

○STNet（荒木常務取締役）　STNetからお答えさせていただきます。1点目の内容につきましては、設備を授受、譲受するという資料を弊社の方で出させていただいているのですが、その際に設備のお話を含め、何か必要な手だての実態を教えてくださいということだと理解しました。それについてお答えさせていただきますと、弊社の資料、4ページ目の地図で、東かがわ市と高松市の公設エリアと記載させていただいております。この2つに関しては、もともとの色はオレンジ色のエリアです。それぞれ東かがわ市、

高松市が設備を持っておりまして、正確に申し上げますと、平成の大合併前の町村が持っていた設備を高松市が引き継いだという形でございましたけども、この図で言うと、今、青になっているところが大部分、オレンジだったということです。つまり、弊社がF T T Hのサービスを提供して設備をお借りしていたということが前提としてございまして、それぞれ自治体様のタイミングというか、御要望が出たタイミングで譲受けをさせていただいたわけですが、もともと弊社の方で設備を使わせていただいていたものから、お客さんもそのまま残っておりますので、光ファイバ設備の張り替えなどは基本的に発生しておりません。

ただ、一部、対応が必要でございまして、局舎が自治体の庁舎であるような場合については、弊社の方で新しく局舎を建てて移行するとか、自治体さんの内部の自治体内のネットワークが重畳している場合は、それを芯線ごと切り替えるといった、ある程度の投資と切替えに伴う作業は発生しております。ただ、全面的に、また、巨額の費用で再構築に近い形というレベルではなくて、やはり切替えに伴う費用がある程度発生したというような実態でございます。

○山内主査 よろしいですか。それでは、オプテージからお答えお願いいたします。

○オプテージ（名部社長） オプテージの名部でございます。御質問ありがとうございます。まず、当社の資料の5ページにありました99%ですけれども、この99%というのは、当社のF T T H、eo光ネットの提供エリアのうち、99%を10ギガにしたという記載でございまして、全体の人口カバー率に対する記載ではなくて、通常は1ギガしか使えていないエリアが非常にたくさんあるのに対して、当社の場合は、当社のエリアのうちの99%以上は10ギガを使える。そういう投資をしたという意味でございます。現状の世帯カバー率は、最後の1%はなかなか伸びていなくて、現状95.9%ということで、前回、先生から御指摘いただいたところから0.9%の増ということで進めているということでございます。

自治体の実績は30自治体ぐらいでして、徐々にエリア展開しておりますけれども、エリアが遠隔地に行くにつれ、その速度はだんだんと厳しくなっているということかなと思っています。私どもの提供の仕方については、これは民設民営ということで、少し当社のF T T Hのシステム構成というか、設備構成が他社と異なることもありまして、設備の構築面、それから上位系のネットワークをどう活用するか、あるいは運用みたいなものをどうするかという意味で、このために民設民営方式を取って、いろいろな補助金

等を利用させていただきながら少しずつエリアを増やしている状態でございます。

それから、2つ目の御質問で、これはNTT東西の件につきまして、御指摘のとおり、東西殿は事実上、個人向けの営業みたいなものは積極展開されていない。恐らく、例えばネット等で申し込んだりすると、フレッツみたいなものは申し込める状況にあると思いますけれども、例えば量販店等に人を張って、取りに行くみたいなことはされていないのではないかなと想定しております。NTT殿の営業施策ですので、私ども、どうなっているかというところまでは確実には申せませんけれども、私どもが見える範囲でそうなっているのは事実かなと思います。ここで申し上げたのは、しかしながら、こういった膨大な顧客基盤をお持ち、こういうものを使える状況にあることは変わりがないのではないかと。NTT東西殿が実際にどう動かれるかということを決定的に書いたのではなく、こういったことを利用して、例えばISP通信等のものを売ることは可能であるということ指摘させていただいたということでございます。

以上でございます。

○関口専門委員　　どうもありがとうございました。

○山内主査　　よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間ですが、ほかに御質問等ありますか。渡井委員、手短にお願いいいたします。

○渡井専門委員　　ACCJ様に一つお伺いしたいと思います。NTTの問題は長年にわたって、アメリカと日本の中で通商上の課題になっておりましたので、既に解決した課題もあるように思いますが、現時点で残っている課題の中で一番大きなものは何であるとお考えでしょうか。お教えいただければ幸いです。

○在日米国商工会議所（プラカシュ会頭）　　御質問どうもありがとうございます。今現在のところは、NTTに関連した貿易問題はないと思っております。我々として、NTT法が改正された場合に何か意図しない結果が生じないか、そして、それが障壁になりはしないかということに今、関心を持っているところでございます。これが国外の事業者のみならず、国内の事業者にとっても何か競争の障壁になることがないようにということに関心を持っております。

○渡井専門委員　　ありがとうございました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ時間でございますので、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。

だきたいと思います。追加で御質問のある方は文書にて事務局までお送りください。後日、3者から回答していただくようにいたします。

### (3) その他

○山内主査　それでは、今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

○柳迫事業政策課調査官　それでは、資料6-4を御覧ください。次回、第7回の委員会につきましては10月19日に、関係団体からの発表を予定しております。引き続き、よろしくをお願いします。

○山内主査　よろしくお願ひいたします。

それでは、閉会に当たりまして、小森政務官から再び御挨拶をいただきたいと思ひます。

オンラインから御参加のヒアリング対象の方は一度、カメラをオンにさせていただきようお願ひ申し上げます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○小森総務大臣政務官　閉会に当たりまして、また一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、本日は、オプテージ、STNet、そして、ACCJの皆様、ヒアリングに応じただきまして、心より感謝を申し上げたいと思ひます。

皆様方から、これまでの当委員会の会合ではまだ出てきていなかった新しい観点からプレゼンテーションいただきました。時代に即しました通信政策の在り方を検討するに当たりまして、新しい視点を加えていただいたことに御礼を申し上げたいと思ひます。

まず、関西、そして、四国でそれぞれ事業をなさっておられます各部長様、そして、STNetの荒木常務様、地域におけるブロードバンド事業者の視点から、料金ですとか、あるいはダイバーシティといった観点から設備競争の重要性など、そしてまた、ブロードバンドサービスの在り方などについて論じていただきまして、ありがとうございます。

また、プラカシュ会頭様からは、NTT法、そして、電気通信事業法に関する議論につきまして、アメリカの経済団体としてどのような点に関心を持っておられるのか、クリアに発言をいただきました。どうもありがとうございます。皆様の本日のお話は総務省としてもしっかりと受け止めさせていただきます。

そして、山内先生をはじめ、引き続き委員の皆様方からも、本日同様にまた幅広い御知見をお借りして、本会合における議論をますます深めていただくことをお願ひいたし

まして、締めくくりの挨拶とさせていただきます。本日もどうもありがとうございました。

○山内主査 小森政務官、ありがとうございました。

## 閉 会

○山内主査 それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第6回の会合を閉会とさせていただきます。御協力いただきまして、ありがとうございました。